

共同法人会員基本規程（会規第百五号）中一部改正

共同法人会員基本規程（会規第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の二項を加える。

- 3 本会及び共同法人の所属弁護士会は、外国弁護士法律事務所取扱法第四条又は第七十八条第三項の規定に違反する疑いのあるときは、当該共同法人、その社員並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士に対し、必要な調査をすることができる。
- 4 前項の共同法人、その社員並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士は、前項の調査に協力しなければならない。

附 則

第二十二條第三項（新設）及び第四項（新設）の改正規定は、令和三年十二月三日から施行する。